

平成29年度第2回東久留米市子ども・子育て会議  
会議録（全文筆記）

開催日時

平成29年8月1日（火） 午後7時03分～9時05分

開催場所

東久留米市役所701会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 齋藤利之委員 坂入真由美委員 武田和也委員 山岡つかさ委員  
新倉南委員 野村明洋委員 金澤羊子委員 白石京子委員  
荒井友香委員 田村光平委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長  
子育て支援課長  
児童青少年課長  
健康課長  
子ども政策担当主査

欠席者の氏名

菅原良次委員 柘植宏実委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・副会長

それでは、本日はお足元の悪い中、またご多忙の折、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。定刻を少し過ぎましたが、ただいまより平成29年度第2回東久留米市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は会長から、ご都合により欠席する旨、事務局のほうに連絡が届いておりますので、議事進行を前回に引き続きまして、私のほうで務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。また、〇〇委員におかれましては、事務局あてに欠席のご連絡をいただいております。また、〇〇委員におかれましては、欠席のご連絡はいただいております。

るので、もう間もなくこちらのほうにご到着されるのではないかなというふうに思っております。

委員の半数以上の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。

また、本日は第2期委員での最後の会議となります。ただ、これまでどおり、閉会時刻につきましては、21時を予定しておりますので、円滑な議論ができますよう、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

それでは、事務局より、本会議での議題内容等につきまして、ご説明をお願いいたします。

#### ・事務局

改めまして、皆さんこんばんは。私のほうから本日の議題内容等について、ご説明をさせていただきます。

お手元にご配付させていただきました次第のとおり、2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について」、3「その他」でございます。

以上でございます。

#### ・副会長

それでは、ここから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、本日傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

本日、会議に対し傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、これを許可いたします。どうぞ、ご入場ください。

それでは、傍聴の方が着席されましたので、事務局のほうから配付資料等の確認をお願いいたします。

#### ・事務局

では、配付資料について確認させていただきます。

まず、事前に配付させていただきました資料は1点となります。

1つ目の資料は、資料1「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について」です。

続きまして、本日、配付させていただきました資料は2点となります。

まず、資料2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて（教育・保育の量の見込み）」です。

次に、資料3「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成29年8月1日版）」です。

配付資料の確認につきましては、以上です。

#### ・副会長

事務局から資料等につきまして説明がありましたが、資料の不足等がありましたら、挙手にてご発言ください。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

## 2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について

### ・副会長

それでは、次第2「東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等について」、移りたいと思います。事務局より、ご説明をお願いいたします。

### ・事務局

では、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についてということで、同事業計画の中間年の見直しについてご説明いたします。

まずお手元に資料1をご用意ください。資料1は「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方の改訂について」と題した資料です。

こちらは平成29年1月末に内閣府より各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局担当課宛てに発出された事務連絡及び作業の手引きからの改訂版として、先々月の6月末に東京都より送付されました。既に3月にこちらの会議で改訂前の手引きについてご説明差し上げましたので、今回は改訂部分を中心にお手元の資料に沿いながらお話をしてみたいと思っております。

まずは、今回の手引きの改訂の理由や事務連絡の趣旨についてのところをご説明いたします。

この資料1と書いてありますページのタイトルを除いて3行目のところです。「市町村子ども・子育て支援事業計画については」からのその段落の中で、「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う」と基本指針に記載されていると書かれております。

これに加えて今回から、中段やや下に、「また」以降の段落が追記されておりまして、その部分が改訂の大きな理由となっているところです。そこを読ませていただきます。

「また、平成29年6月2日に『子育て安心プラン』が公表され、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、『M字カーブ』を解消するため、平成34年度末までの5年間で25歳～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされました。

平成29年1月27日付事務連絡において、基本指針に基づいて、各市町村(特別区を含む。)における市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための作業の手引きをお示ししたところですが、子育て安心プランを踏まえ、別添のとおり改訂いたしました」ということでございます。

子育て安心プランについては、その「また」の段落の内容がほぼ概要そのものとなっております。これを踏まえて改訂版の作業の手引きを提示したので、適切な見直し作業を進めていただきたいというのが、今回の国からの事務連絡の趣旨でございます。

そして、別添の作業の手引きの改訂版ですが、1枚資料をおめくりいただいたところになります。続いては、そちらの主な改訂部分の説明にまいりたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、中間年の見直しのための量の見込みの算出に当たっての改訂ポイントとしては、支給認定割合、つまり児童数に占める支給認定子どもの割合の補

正の考え方及び補正時に留意する事項として、女性就業率上昇への対応が反映されている点でございます。

例として、ページ番号5ページをお開きください。一番上に「4、見直しの方法」と書いてあるところですが、その一番下のほうです。(2)支給認定割合の補正の考え方、(i)考え方の3行目のところですが、改訂前は「女性就業率の上昇傾向に留意していただきたい」のみで、以降の括弧書きの部分ございませんでした。読ませていただきますけれども、「特に全国的には平成34年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備するとしていること」と具体的に追記されました。

また、補正を行う場合の項目として追加されているところとしては、次のページ、6ページをお開きいただき、(iii)2号認定子どもの支給認定割合の乖離の要因分析・補正の項目のカタカナのエとなっています。カタカナのエのところを読ませていただきます。

「子育て安心プランにおいて、国においては、待機児童解消に取り組む意欲的な自治体を支援するため、待機児童を解消するために必要な受け皿の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとされていること」と追記されております。

これら訂正箇所などが、中間年の見直しをするに当たり、量の見込みを計算するときの主なポイントになる部分でございます。

そのほか、「5、必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫」もしくは「6、その他の留意点」など、今ご説明したところ以外でも幾つか、今回の改訂に当たり変更等された部分がございます。それにつきましては、手引きの後ろにございます新旧対照表をご参照いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

資料1については以上でございます。

続いて、資料2についてご説明いたします。今度はお手元に資料2をご用意ください。A4横版の資料です。

資料2は「東久留米市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて(教育・保育の量の見込み)」と題した資料です。

前回の会議で、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の就学前人口の推計値、その実績値についてご説明いたしましたが、その内容や先ほどご説明しました作業の手引きに沿うようにしまして、就学前児童数の人口推計、あとは支給認定割合の算出、そして、教育・保育の量の見込みについて補正を行いました資料でございます。

まずは1枚おめくりください。「この資料のポイント」という表記のあるページでございます。資料にございますように、3ページ目以降のポイントとなる部分を書き出しております。一番上から読んでいきたいと思っております。

まず、児童数の推計についてですが、平成30・31年度の児童数を最新の傾向で推計しますと、その結果と現在の事業計画との比較では、合計は増加しておりまして、減少傾向はなだらかであるというところが、まずポイントになってきます。

次に、支給認定割合の算出ですが、平成29年度の実績から算出、補正した結果、各認定区分において現在の事業計画と比較し、おおむね同水準であり、増加していく傾向であることが見えてまいります。

そして、最後に量の見込みの算出ですが、こちらについても現在の事業計画と比較しますと、補正後の平成30・31年度の量の見込みは、全体として増加するというのがポイントとなってまいります。

この後、次ページ以降をご説明してまいりますので、これらがポイントとなることをご認識いただけるとよろしいかと思います。

では、続いて、詳細にまいります。次ページ、3ページをごらんください。上部に「児童数の推計（平成30・31年度）」とあるページです。

こちらは平成28年度から平成29年度の人口増減を最新の傾向と考えまして、就学前児童各年齢で算出しております。例えば0歳人口は、平成30年度については、平成28年度と29年度の0歳人口を比較した増加率を平成29年度の0歳人口に乗じて算出しております。また、平成31年度は、同じ増加率を平成30年度の0歳人口に乗じて算出しております。

同じように1歳人口は1年で1学齢が上がることから、平成30年度については、平成28年度の0歳人口と平成29年度の1歳人口を比較した増加率を平成29年度の0歳人口に乗じて算出しております。また、平成31年度については、同じ増加率を平成30年度の0歳人口に乗じて算出しております。

なお、2歳以降は、同じく1歳人口の推計方法と同様に行っております。

これにより、各年齢区分の児童数が算出されまして、合計数として、一番右の合計のところですが、平成30年度は5,519人、平成31年度は5,366人となり、それぞれ補正された最新の推計児童数となるということでございます。

なお、現在の市の事業計画上では、平成30年度は5,017人、平成31年度は4,827人と推計されておまして、いずれの年度も上方修正ということになってまいります。

続きまして、次の4ページをごらんください。

まず、最新の傾向を用いて、平成29年度当初の実績に基づきまして、支給認定割合を算出しております。再三ですけれども、支給認定割合は児童数に占める支給認定子どもの割合が基本の考え方ですので、このページ、上部の表のとおり算出いたしました。各区分の支給認定割合は、1号認定については0.54、幼児期の教育希望が強い2号認定については0.02、同じくそれ以外の2号認定は0.38、3号認定0歳は0.27、同じく1・2歳は0.46と算出されました。

これらの支給認定割合を補正していった結果が今度は下の表となります。その説明部分のところですが、支給認定割合の補正として、平成29年度の割合に「申請者数／0～5歳人口」の対前年比の平均1.04を乗じて、平成30年・31年度の割合を算出しました。

大まかに言いますと、支給認定申請者の未就学人口に対する割合が、新制度以降において毎年1.04倍ずつアップしているということでございます。女性就業率の上昇等によって、保育ニーズも同じく上昇していると推測されることから、この係数を支給認定割合の補正に利用したというところです。

下の表の太枠内、補正後の支給認定割合ですが、上の表と同じく平成30年度は左側から0.56、0.02、0.39、0.28、0.47でありまして、平成31年度は同じく左側から0.58、0.02、0.40、0.29、0.48という結果になっております。

最初のポイントでも申し述べましたけれども、平成29年度の実績から算出及び補正した結果、各認定区分において、現在の事業計画と比較し、おおむね同水準であり増加してい

く傾向であることが言えるというところでございます。

そして、次のページでございます。また、あわせて、資料1の作業の手引きの4ページを一緒にお開きいただけるとわかりやすいので、お願いします。

資料1のほうの4ページ一番下でございます「量の見込み」の計算式のところを読み上げます。「補正後の推計児童数」×「支給認定割合」＝「見直し後の量の見込み（人）」です。

この計算式に資料2の3ページで、直近の傾向から算出した推計児童数と、4ページで補正した支給認定割合、それらから見直し後の量の見込みを計算した結果がこの5ページの表になってきます。

上の表が平成30年度、下の表が平成31年度でございます。それぞれ先ほどの資料1の計算式に数値を入れて算出しますと、量の見込みといたしましては、それぞれが、平成30年度は1号認定については1,615、幼児期の教育希望が強い2号認定については58、同じくそれ以外の2号認定は1,125、3号認定の0歳は227、同じく1・2歳は857という結果になります。

また、平成31年度、下の表ですが、平成31年度は1号認定については1,645、幼児期の教育希望が強い2号認定については57、同じくそれ以外の2号認定は1,135、3号認定0歳は226、同じく1・2歳は840という結果になるところです。

事業計画上の補正前の量の見込みと比較しますと、2号認定の教育希望については実態数の関係もございまして減となっておりますけれど、全体としては平成30年度、31年度ともに算出された量の見込みは増ということになっております。

長々と説明してまいりましたが、資料1及び資料2、中間年の見直しについての説明は以上となります。

なお、今ご説明しましたのは、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しの教育・保育の量の見込みに関する内容でございます。事業計画には、もちろんほかの地域子ども・子育て支援事業もございまして、資料1にも、その他留意点として地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直しについての記載がございます。一部読ませていただきますが、「教育・保育の『量の見込み』に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の『量の見込み』についても見直しを行うこと」となっております。

以降、幾つかの事業について考え方が記載されておりますけれども、基本的に必要に応じ見直しを行うということですので、各事業担当において地域の実態や事業の実施状況、利用状況等に応じ、各事業の見直しの実施を検討していこうというところでございます。現状として、今見直しについて検討している事業の一例としては、放課後児童健全育成事業がございます。この件に関しましては、事業担当のほうからご説明をいたします。

#### ・事務局

それでは、学童保育事業についてでございます。特別教室等の活用を行いまして、平成29年度は7月に4カ所の特別教室を活用いたしまして、待機児童の解消に努めてきております。

具体的には、3月に金山学童保育で特別教室の活用を行いました。そのほか7月にはくぬぎ学童保育、そして南沢の学童保育、そして小山、南町、以上の4カ所で特別教室をお

借りたしまして待機児童の解消策に努めてきたところでございます。

待機児童の現状につきましては、平成28年の4月1日には103名の待機児童が発生しておりました。本年29年の4月1日には、待機児童数は60名となっております。そして7月1日に4カ所の特別教室等の活用を行った結果、7月1日現在では22名の待機児童数となっております。

今後につきましては、10月1日に神宝学童保育所で特別教室の活用を行う予定となっております。神宝につきましては、現在校舎の改修を行っておりますので、7月ではなく10月に延期をして実施してまいりたいというふうに考えております。神宝学童での特別教室を活用ができるようになりましたら、10月1日現在では20名を大きく下回る待機児童数となる見込みでございます。

以上、簡単ではございますが、待機児童の現状と取り組みについてご説明をさせていただきました。

#### ・事務局

ありがとうございます。今説明していただいたような方向性を、今後の中間見直しにおいて、検討していきたいというところです。もちろんほかの13事業に関しましても、次回以降、進捗状況についてご報告できるよう検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ・副会長

事務局より、資料1及び2についての詳細な説明がございました。ありがとうございます。

資料1につきましては、皆さんお手元のこちらの冊子のところに付箋を貼ってありますが、平成29年1月27日のところでございます。こちらのほうから改訂したというところで、今お手元の資料がありますというところで、改めて確認していただければなというふうに思います。

また、今回この資料の最後のほうに対照表というのもつけていただいたところで、どのように改訂されたのかというところが一目でわかるというところで、非常に助かっているなというところでございます。

また、資料2につきましては、こちらの進捗状況の詳細なデータにつきまして、ポイントということで箇条書きで3点見出しをつけていただきまして、どういうところに気をつけて数字を見ていけばいいのかというところが非常にわかりやすかったのではないかなというふうに思います。

それから、学童に関しましても、103名から本年度4月で60、7月で22、それから神宝小学校10月のところで恐らく推測値で20を大幅に下回るというところで、計画のほうも順次進めていращやるといふところの報告がございました。

データの算出方法につきましては、東久留米市は、国に準拠した形の中で計算式に基づいて行っているというところでございますので、こちらの数字についてはそのようなことかというふうに思いますが、そのほかの点につきまして何か委員の皆様の方で、気にな

った点、またご質問というか、この数字の持つ意味とか、そういったところにつきまして  
もご意見ございましたら、挙手にてご発言いただければというふうに思います。いかがで  
しょうか。はい、どうぞ。

・委員

1つ目は、見直しということは、国のほうから6月に子育て安心プランが出たので、そ  
れにあわせて計算式などこういうふうになりますということはわかるんですが、10ページ  
以降のその他の留意点というところは読んでおいてくださいというだけでしたので、もう  
ちょっと説明していただきたいなというのが一つと。

もう一つは、これを受けて東久留米の方向性というのは今後出てくるということでもいい  
んでしょうか。

・副会長

その点につきまして、事務局のほうお願いいたします。10ページの「6、その他の留意  
点」というところでございます。

・事務局

ただいま2点ご質問いただいています。

まず、資料1の10ページのところのご説明ということでございます。少々お待ちくださ  
い。

・委員

10ページの(1)ですよね。例えば11ページにも病児保育事業のこととか、保育コンシ  
ェルジュのこととか書いてありますよね。ここら辺説明なく、ぱっと進んでしまったので、  
もうちょっときめ細かく説明していただければいいかなと思っています。

・事務局

まず、10ページにつきましては、新旧対照表でもございますが、以前お配りさせていた  
だいた付箋を付けている資料から変更になった部分につきましては、具体的には利用者支  
援事業についてが追加をされているところでございます。

「昨年度、厚生労働省で行った『保育所等利用待機児童調査に関する検討会』における  
とりまとめにおいて示されたとおり、保護者の意向を丁寧に確認し、潜在的な保育ニーズ  
を適切に把握するためには保育コンシェルジュの活用が重要であることを踏まえ、見直し  
を行う。」

それから、「地域子育て支援事業を始め」という部分について、もともとが利用者支援  
事業も含めて記載があったところが、利用者支援事業については先ほど読ませていただき  
ましたところで抜き出されましたので、そこが削られたという、こういう変更でございま  
す。

総括といたしましては、先ほど担当のほうからご説明させていただきましたが、現状と  
してこの13種類の事業、いわゆる地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制に



ついでに各事業の見直しにつきましては、一例として、放課後児童健全育成事業を上げさせていただき、その他の項目につきましても今後状況を踏まえ、さまざまなシミュレーション等をしていくということで、ご理解いただければと思います。

2点目のこの改訂された国の通知により、今後これを踏まえどう変わっていくかといった趣旨の質問かと存じますけれども、今回お示しさせていただきました、先ほど説明させていただいた「東久留米市子ども・子育て支援事業計画に関する中間見直しについて」の資料につきましては、この改訂の趣旨も含めてシミュレーションをして、例えば児童数の推計でありますとか、支給認定割合の算出をし、それを掛け合わせた補正後の量の見込みの算出を行っているところでございます。

こちらは特定教育・保育施設、いわゆる保育所、幼稚園、認定こども園、これらに関するお話でございますけれども、先ほどご質問等とかぶりますけれども、その他の留意点にございます地域子ども・子育て支援事業の部分につきましても、今後の資料の提示やご説明の中でシミュレーションをしていきたいと、このように考えているのが現時点での状況でございます。

以上でございます。

・副会長

〇〇委員、よろしいでしょうか。

・委員

そうですね。わかったような、わかんないような感じ。何と言ったらいいのかな。

・副会長

例えば、もし間違っていたらごめんなさいね。ここも今、〇〇委員が多分趣旨として11ページにあるような保育コンシェルジュの活用が重要であるというふうに、今後の留意点で書いてあって、それをどういうようにするんですかみたいな、そういう趣旨でしょうかね、僕はちょっとそのように受け取ったんですけど。東久留米としてはどうするんですかみたいなことを、お聞きになられたのかなと、例えば一例として。

・委員

そうですね。だからこれですと言われてしまえばそうなんですけれども、もうちょっときめ細やかにこういうことがあって、市民に説明できるような形にしておかないといけないのではないかなというふうにちょっと感じたものですから、あえて質問させていただきました。

・副会長

よろしいですか、じゃ、どうぞ。

・事務局

ありがとうございます。補足をさせていただきますと、東久留米市におきましては、子

ども・子育て支援事業計画を平成27年の3月に策定した中で、この利用者支援事業に関しましては、特定型という形式、いわゆる保育コンシェルジュに近い形式の事業につきまして、平成27年の7月から子育て支援課の窓口で実施をしているところでございます。

この国の改訂後の通知につきましては、利用者支援事業の一般型でありますとか、特定型、それから新たに追加された母子保健型という区分というものがございますけれども、現在東久留米市におきましては、この改訂後の国の通知で触れてございます保育コンシェルジュ的な特定型の利用者支援事業については現在実施をしております、利用者支援の事業の利用状況などを踏まえ、今後こちらの事業についてもさまざま検討してまいりたいということで、事業計画に掲載があるところでございます。補足の説明としてお願いしたいと思います。

・副会長

ありがとうございました。今お手元のこの冊子の9ページ、10ページのところと、新しい改訂版の10ページ、11ページが、ちょうど対照になっているのかなというふうに思いますね。11ページで言えば、保育コンシェルジュという言葉が具体には、前の10ページのところには書かれていないんですが、そういったことが具体的に国のほうから改めて改訂があったというところで、市のほうでは鋭意努力をして、今も継続して行っていることもあるということ、このような理解でよろしいですか。ありがとうございました。

ほかには。お先にどうぞ。

・委員

こちらのほうは内閣府ということで、国から各都道府県等に出た通知ということで、今度は同じ11ページでも、東京都の場合は一時預かり事業について大きく見直しをされたと思うんですね。一時預かり事業、今までは施設型給付に行った園のみが一時預かり事業をできるような形になっていたはずなんですけど、東京都は待機児童を非常に抱えており、その他の地方の道府県とはまるで状況が違うということで、積極的に一時預かり事業を行う幼稚園の拡大ということを平成29年度から始めたはずなので、そこら辺についての、もう少し詳しく説明をして、東久留米市でもそのような形の方で行っているはずなので、ここについてもうちょっと説明をされたほうがいいんじゃないかと思うんですね、いかがでしょうか。

・副会長

よろしいですか、事務局も。

・事務局

ご意見ありがとうございます。この場をお借りして、少し詳細をご説明させていただきたいと思います。

まず、委員おっしゃられるとおり、一時預かり事業については、一時預かりを行う幼稚園の拡大や利用実績等から予測される実際の利用状況、これを踏まえまして、必要に応じて見直しを行うとされているところでございます。

当市としましては、これに先立ちまして東京都の施策の推進もあり、待機児童対策の一つとしまして、子育て支援サービス全般を生かして進めてまいりたいという方向性の中で、保育サービスの施設整備、幼稚園等で行っている一時預かり事業などの実施について、国・東京都の補助事業などを活用した支援も検討していきますとさせていただいたところです。

平成29年度につきましては、これらを踏まえまして、幼稚園で行われている一時預かり、それから新制度に移行した幼稚園で行われている一時預かり事業、これらの相互利用が可能な状況となるべく予算等も見込ませていただいたところでありまして、実際、市内の幼稚園でご協力をいただき実施をされております幼稚園で行われている一時預かり事業につきましては、例えば保育の必要性がある方が、幼稚園の教育の利用希望がある方につきましては、幼稚園の標準時間で幼児教育を受け、その後に預かり保育含め一時預かり事業を利用されることにより、こういった保育の必要性がある児童につきましても、幼稚園で対応が可能な状況を広げていき、待機児童の解消に努めていく、こういった状況でございます。

これを含めまして、今後も各幼稚園等に働きかけ等を行いながら、幼稚園で行われております預かり保育と一時預かり事業について相互利用を含め、我々も待機児童解消策の一つとして取り組ませていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

・副会長

今回中間見直しについて、資料2のほうに具体の数字が上げられていて、お二人の委員のほうからこういった留意点、今東久留米市で行っているものというところについて詳しく教えていただきたいというようなご趣旨、ご発言だったかというふうに思います。

ご質問いただければ、市のほうからも適切なご回答をいただいているところだとは思いますが、引き続き量の見込み等々、中間見直しについてこういった留意点を十分検討しながら、次に生かしていただければなというふうに思います。

それでは、ほかには、〇〇委員よろしいですか。

・委員

今回この資料の2は、主に保育園、幼稚園になるんですね、中間年の見直しの量の見込みというのは。学童のほうは出せなかった、データとして出せないそういう状況だったか。

・副会長

事務局お願いいたします。

・事務局

ご意見ありがとうございます。この子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにつきましては、シミュレーションしながら状況に応じ資料等を子ども・子育て会議でもご提示させていただき、最終的にはこの事業計画の全体の中間見直しということにつきまして、国の策定手引きに沿った形をと考えているところでございます。

子ども・子育て支援事業計画の策定について、皆さんに26年度までご協力、ご意見いた

だきながら進めてきたときもそうでしたけれども、まずはこういった児童数の推計でございますとか、支給認定割合、いわゆるニーズの関係から量の見込みというものを算出し、その後に確保方策でありますとか、その他の事業の必要な部分についてご提示させていただいたという経緯がございます。

今回のこの中間見直しにつきましても、順に、国の策定手引きに沿って行っているところでございます。資料1にもございます国の手引きをごらんいただくとわかりやすいかと思っておりますけれども、まずは特定教育・保育施設の関係が、具体的な補正の方法でございますとか、量の見込み、また提供体制に関しての細かい記載がございますので、まずはそこを中心に今回取り組ませていただき、そのほかの事業については、今後も含め必要なデータ、シミュレーションした結果をご提示させていただきたいと、このように考えているところでございます。

・副会長

今のご意見ですけれども、その追加はよろしいですか、とりあえず大丈夫ですか。

・事務局

学童保育も、教育委員会から情報提供していただきながら、小学校の児童推計の今後の見直し等、現在調査検討しているところでございます。

それと、待機児童につきましては、先ほど申し上げましたけれど、大きく減少していると申し上げたところでございます。各個別の待機児童数や今後の推移の見込み等につきましては、今後さらに調査を重ねながら、今後の会議の中で情報提供をしてみたいというふう考えております。

・副会長

ありがとうございます。どうぞ。

・委員

今回はまずこれを例に出して行って、今後シミュレーションをして、学童に関してもこういったデータというのが出てくるということで理解していいですか。

・副会長

そういうことですね。

・事務局

保育は、推計が理論立てたものが出ているというふうに認識しておりますが、学童保育のほうにつきましては、児童数の推計、そして各学童保育の待機児童の推移、そして入所状況、ニーズ、こういったところを総合的に勘案しながら検討していく必要があるというふう考えております。

・副会長

済みません、検討していくということではなくて、順番的にはまずこれをやります、次に今いろいろ検討した結果、出せる数値は出していきますと、こういう理解でよろしいですか。よろしいですか。

・委員

それにつきましては、ちょっと私ごとの話で申しわけないんですけども、保育士僕やってまして、それが保育士の団体として、東京都と交渉の話し合いとか懇談の場にちょっと行きました。その場でちょっと学童保育の話題になったんですが、向こうの課長さんがおっしゃる中で、やはり保育園の施策。

そこでも僕お話をもらったんですけど、保育園は朝7時から例えば夜8時あるいは10時、地域によって違いますけどやっているのに、学童に関しては7時からやっているところほとんどない、早くても8時。そういう部分で今まで7時から保育園に預けている親御さんというのはどういう努力をしているのか、どういう大変な課題があるのか、その辺のことをお聞きしました。東京都としても十分課題は承知しているけど、そこはまあ今後のところで、しっかり連携をして何とかしていきたいということは考えているということをお話していました。

そういうところに、例えば今回の資料2の3ページのところで、5歳のところで終わっているんですけど、5歳が今度は6歳になったときどうなっているのかとか。そういった部分で、やっぱり保育園施策と学童保育施策はどう連携していくかというのは、とても大きな課題だと思うんです。今まで保育園で預かっていた子たちがどういうふうに過ごすのか。放課後だけでなく、朝の時間もそうですよね。そういったところを、やっぱり連携として感じていただきたいなというところと。

今まで保育園から学童に入るときは小1の壁、みんながみんな学童に入れるわけじゃないという壁がありました。今回6年生まで拡大されたことによって、これとても非常にありがたいですけども、前にもお話したように定員自体は拡大してませんよね。定員は拡大しないまま6年生まで拡大したことで、今度は小3の壁という言葉が出てくるわけじゃないですか、4年生で入れるかどうかという。

そういうところで、やっぱりそういうところは見直しの中でどういうふうにやっていくのか、今後どう考えていくのか。そういった部分は何か、子ども・子育て会議は確かにメインは保育園、幼稚園になると思うんですけども、やっぱり学童保育施策は、その後の子どもたちの人生というか、後の生活を考えたときにしっかりやっつけていかなきゃいけないと思いますので、そこはしっかりとデータで生かしていきたいなと。

先ほど口頭で事務局のほうから待機児童数のほうが出ましたが、先日うちの父母会のほうから懇談でお話しした際にはデータありましたよね、ペーパーとして。それがなぜ、きょう出てこないのかなと。そういった部分が意識として弱いんじゃないのかなと。同じようにペーパーとして出していただいて、こんなふうにやっていますと、これはそのときにもお願いしたと思います。そういったところがちょっと残念だなと思いました。

・副会長

貴重な意見ありがとうございます。今、〇〇委員の話がありましたけども、別にこの会議、メインは保育園と幼稚園ということだけではございませんので、その点だけご理解いただきたいなというふうに思います。

それと、今回お示しいただいた5歳児のところまでのものに関しましては、国のほうで決められたところの資料のご提供というところで、一定程度の決まったフォームで出されているわけですので、そのあたりもお気持ちは非常によくわかりますが、そういったご趣旨で提供されているということもご理解いただければなというふうに思います。どうぞ。

・委員

この学童の、いろいろ地区別内訳とかが書かれているのは、総数で書かれているのがちょっといつも不思議でありまして、例えば文書では1、2年生の人数が多いとか書かれているんですが、例えば素人考えで恐縮ですが、1年生は例えば神宝小学校、今五十何人のようなんですが、1年生の児童数は。そのうち何名が学童保育に入っている。2年生は学年の人数が何名で、そのうち何名が学童保育を利用しているという、そういう、大変かもしれないかもしれませんが、あるところで仕切ってしまうと構わないと思うので、そこら辺の割合を出したりとか、そういうことである程度皆さんが納得するような数値が出てくるんじゃないかなと思うのは、私立幼稚園というのは東久留米にありますけど、西東京や清瀬、いろんな地区のお子さんをお預かりします。西東京の子育て会議にも出てみたいと思うんですが、もう最近忙しくて、新座のほうに以前出たことがありますけど、傍聴したことがありますけど、今そういうことはしていないんですが、私どもが出入りしている西東京の小学校は、1年生の児童数の7割方の子どもが学童保育、離れた場所の学童に行かれていると聞くと、神宝がそんなに幾ら1年生が人数が多いとしても、そこまでは行ってないんだろうとか、推論するしか仕方がなくなってしまうので、お仕事としたら大変かもしれませんが、各地区の各小学校の学童を、学年別にきちんと在籍数と利用者数というのを4月でも7月でも10月でも何月でも結構ですが、そうすると傾向がある程度見えてくるんじゃないかなと、それだけの多くの数字を拾ってくると、というのをやっていただくと、皆さんご納得いただけるんじゃないかと思うんですね。いかがでしょうか。

・副会長

大変貴重な意見ありがとうございます。おっしゃっていただいていることは、ごもっともなところのみかというふうに思いますが、ぜひ役所の方々大変だと思いますが、いただいたご意見をもとに鋭意努力していただきまして検証していただければなというふうに思います。

今お話があったように、例えば西東京あるいはひばりが丘は、非常に区画整理もされていて、大きい団地もごまんと建っていて……。

・委員

ひばりが丘じゃなくて栄小学校になるんですが。

・副会長  
なるほど。

・委員  
8割の子どもがちょっと離れた学童に歩いて行くんですね、すごい人数なんですよ。

・副会長  
なるほどですね。たまたま、ちょっとこれ本会議とはずれるかもしれませんが。きのう、まち・ひとの会議に出たときに、ひばりが丘の区画整理があったり、いろんなマンションが建ったりしていて、そこに住みに来る方々が、30代後半から40代前半が多いということで、すぐそのまま子育てのほうに入っていくというような環境があるということらしいです。

いろいろな他市、これまでのこの会議の中で、他市の情報とか収集しましょうねということをご委員の皆様の方からご提案をいただいたりもしておりますので、この会議自体は今回は第2期ということで一旦終了はしますけども、第3期、第4期と続いていく中で、ぜひとも市のほうに関しましては、そういった努力をしていただきまして、資料の提供を改めてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

大変申しわけございませんが、本日資料のほうも非常に多くございますので、一旦資料1、2に関しましては、ここで区切りさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、事務局より資料3を用いてご説明をお願いしたいというふうに思います。事務局よろしくお願ひいたします。

・事務局

では、続けてご説明いたします。お手元に資料3をご用意ください。

資料3は「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート（平成29年8月1日版）」と題した資料です。

まず、こちらの資料の概要及び全体を説明させていただきまして、その後、それぞれの事業について、事業の所管課のほうから必要に応じて補足説明をしていきたいと思ひます。

それでは、まず、こちらの点検・評価シートの概要について私のほうからご説明いたします。サンプルとして利用者支援に関する事業についてのシートを基にお話させていただきたいと思ひますので、5ページをお開きください。

既に前回の会議でござらんになっていると思ひますけれども、こちらが「東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート」の一例です。前回の会議でご提示しました暫定の数値を基礎としまして、各事業所管課において、確保方策、実績、評価等の項目を記載しまして、今回最新版としてご提示させていただきました。これらについて皆様からご意見を頂戴した上で、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の各事業に記載がございませう今後の方向性と照らしながら、次回以降に会議資料としてお示ししまして、公表に向けて作業を進めてまいりたいと思ひております。

シートの様式及び項目の種類についてですが、特に前回の会議にてご提示、ご説明させていただいた内容から変更はございませう。シート中段、真ん中以下の評価、点検全体に

関する部分について、いただいたご意見に基づいて、まず「実績の内容」、「所管課による評価」、その下、今空欄ですけれども、「次年度以降の方向性」、それぞれを明確に切り分けまして、重複が極力ないようにしながら、実績についてどのようであったか、分析、評価を行いまして、その評価に基づいて、継続して実施するようであればその方向性について、課題があるようであればその課題の解決の方向性について、次年度以降の方向性の部分に記載していきたいと考えております。

「○」や「△」、点数化などのご意見をいただいておりますけれども、点検・評価シート、こちらについては今ご説明させていただいたように、「実績」、「評価」、「方向性」の項目を明確に切り分けて記載することで、それらを提示して対応してまいりたいと考えております。

なお、事業利用者の直接的な意見をどのように考えていくのかというご意見が前回会議でございましたけれども、例えば13事業、地域子ども・子育て支援事業の中には、大小さまざまな形で直接的な利用者アンケートを実施している事業もございます。この会議においては、ご出席されている皆様それぞれが、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者及び事業者、専門的な学識をお持ちの方々、公募による市民の皆様、行政職員など、子ども・子育てに関して多岐にわたる方々で構成されております。

幅広いご意見をいただけるものと思っておりますので、こちらの会議においてそれぞれの事業に対するご意見などを皆様からご発言いただきまして、それらを整理した上で、公表する点検・評価シートに議事録等添付しまして、ご意見が見えるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、点検・評価シートの概要についての説明でございます。

続けてですが、各事業のシートについてご説明していきます。

説明の流れですけれども、最初にまず、幼児期の教育・保育の提供体制の確保についてご説明いたしまして、その後、13事業の地域子ども・子育て支援事業についてご説明します。

まず、幼児期の教育・保育の提供体制の確保で1ブロック、13事業については子育て支援課と健康課所管事業の説明で1ブロック、児童青少年課所管事業の説明で1ブロックとして説明してまいります。

基本的に私のほうから事業名、確保方策、実績、所管課による評価を説明しまして、その後、必要がある場合について、各所管課から事業ごとに補足の説明がございます。

では、まず幼児期の教育提供体制の確保についてご説明いたします。戻っていただいて1ページをお開きください。

幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容です。1号認定及び2号認定（特定教育・保育施設、幼稚園）です。※、一番下備考の欄に、特定教育・保育施設の2号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」のみの数値であるというふうに書いております。

真ん中表の細かい表の部分ですが、確保方策（①）の平成28年度のところで、2,011。そのすぐ下、実績（②）、平成28年度は1,931。それらの差が△80となっております。

所管課による評価の欄です。平成29年度末に廃止予定の幼稚園が新規の募集を停止したこと等により、当初の確保方策2,011名分を全体で80名下回ったというところでございます。続けてまいります。2ページをお開きください。



2 ページ、同じく 2 号認定です。こちらは※、備考一番下でして、2 号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」以外の数値になっております。

表の部分、確保方策 (①) ですが、平成28年度は1,115、実績 (②) が1,053です。それらの差が△62となっております。

所管課による評価です。待機児童が特に多い 3 号認定について小規模保育施設等による確保方策をとってきた経過があり、認可保育所・認可外保育施設における 2 号認定児についての確保方策の実績としては、前年度と比べ、ほぼ横ばいの1,053名であった。当初見込みの1,115名より62名下回っており、提供体制の充足に向けての検討が必要であるという評価でございます。

続いて、3 ページです。

同じく 3 号認定 (0 歳) です。特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所というところです。

表の部分です、平成28年度の確保方策 (①) が200、実績 (②) が192、それらの差が△8 でございます。

所管課による評価です。確保方策は、対前年度比において7名分増加しているものの、当初見込みである200名との比較では8名分不足192名分にとどまった。

保育需要の高まりから、小規模保育施設や家庭的保育施設の開設をしてきたが、確保方策に掲げた数値には至らなかったため、次年度以降の提供体制の確保について、検討が必要であるという評価でございます。

続きまして、4 ページにまいります。

こちらは 3 号認定 (1・2 歳) です。施設は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所の数値です。

表の部分です。平成28年度の確保方策 (①) が754、実績 (②) が741です。それらの差が△13です。

所管課による評価です。確保方策は、対前年度比において13名分増加しているものの、当初見込みである754名との比較では13名分不足741名分にとどまった。

保育需要の高まりから、小規模保育施設や家庭的保育施設の開設をしてきたが、確保方策に掲げた数値には至らなかったため、次年度以降の提供体制の確保について、検討が必要であるという評価でございます。

シートの説明は以上になります。補足説明が担当からございましたら……。大丈夫ですか。

では、第 1 ブロックの説明は以上となります。

#### ・副会長

今のところまでで、何か皆さんのほうでご意見、特にまだ発言されていない方、ぜひ積極的に挙手いただければというふうに思います。とりあえず、もしなければ、一度スルーしていただいて、その後また皆さんからご意見頂戴すると、整理するためのご意見頂戴するという形でよろしいですか。よろしいですか。

じゃ、次、担当課からまたよろしく願いいたします。

・事務局

それでは、続いて2ブロック目です。子ども・子育て支援事業に関する事項、13事業についての説明に入りたいと思います。

次のブロックでは、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業、あわせてご説明いたします。

まず、利用者支援に関する事業からです。次のページ、5ページをお開きください。「(1)利用者支援に関する事業」です。

確保方策、表の部分です。平成28年度が1カ所、実績(②)が1カ所、その差はゼロ、差はなしとなっております。

所管課による評価です。子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考えられるという評価でございます。

続いて、6ページです。「(2)時間外保育事業(延長保育事業)」です。

平成28年度確保方策(①)は1,163人、実績(②)は1,127人です。それらの差が△36となっております。

所管課による評価です。確保方策における実績の充足度等から鑑みると、目標に掲げる数値には至らなかったが、保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等の保育ニーズに対応した事業が一定程度実施できていると考えられるという評価でございます。

続きまして、11ページをお開きください。「(7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)」です。

平成28年度確保方策(①)は880、実績(②)は940、その差がプラスの60となっております。

所管課による評価です。病気の回復前または病気回復期である子どもを集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができているという評価でございます。

続きまして、13ページです。「(9)一時預かり事業」で、括弧の下のところですが、幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む)というところがございます。

平成28年度、確保方策(①)は、6万8,574人日、実績(②)に関しては6万2,928人日、それらの差としては△5,646となっております。

所管課による評価です。幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われている。これらは、幼稚園・認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズにも応えるものであり、当初の確保方策の見込みを下回る結果となったが、各園の取り組みにより一定の成果はあるものと考えられるという評価でございます。

続きまして、次のページ、14ページです。こちらも「一時預かり事業」ですが、子育て支援課分ですので、表の上のほうです。ファミリー・サポート・センターではない上のほうです。一時預かり事業(在園児対象型を除く)というところです。

平成28年度は、確保方策(①)は2万3,180人日、実績(②)に関しては1万7,080人日、それらの差が△6,100となっております。

15ページに進みまして、所管課による評価の子育て支援課分、上のほうです。読ませていただきます。

子育て支援課の所管課による評価です。就労の有無等の保育要件に関わりなくすべての子育て家庭が利用できる一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業だが、実績は確保方策を下回っており、供給量の確保について検討していく必要があるという評価でございます。

続きまして、20ページです。「(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」でございます。

こちらの実績です。実績、低所得者で生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき費用等の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。利用実績としては2名でございます。

所管課による評価です。低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、当該事業によって保護者の負担は一定程度軽減されているものと考えられるという評価でございます。

続きまして、21ページです。「(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」です。

実績です。実績、所管課において、事業者に対する支援等を実施したというものです。

所管課による評価です。子ども・子育て支援新制度開始以前については、幼稚園や保育所等からの相談は、所管課にて受付、手続きに係る支援や助言を行ってきた。本事業は、平成27年度からの新規事業であるが、本年度においても、継続的にこういった支援や助言を行っており、事業の目的に即していると考えられるというところです。

子育て支援課分に関しては以上です。

続いて、健康課分にまいります。戻りまして、8ページをお開きください。「(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）」です。

実績です。実績、保健師または助産師が生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児等に関する助言を行った。

訪問対象数は874件、訪問数は855件、それら訪問率は97.8%というところです。

所管課による評価です。未熟児・病児等で入院が長期に及んだり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数いるため、訪問率100%達成は難しい状況であるが、昨年度と同レベルを推移している。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化しているケースが多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考える。

また、本事業による訪問ができなかった母子については、乳児健診時に状況把握や相談支援等を実施し、必要に応じ、後日、訪問等を行い、フォローを実施しているところであるという評価でございます。

もう1事業です。16ページをお開きください。「(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）」です。

実績です。実績、妊娠届出時に、妊婦健康受診票14回分、妊婦超音波検査受診票1回分、妊婦子宮頸がん検診受診票1回分を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健診を実施。本年度より、H I V検査及び子宮頸がん検診を追加し、検査項目を拡充しました。さらに、里

帰り等の都外医療機関及び助産所での健康診査受診者に対して別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っております。

所管課による評価です。妊娠届出後に市外転出や流産等により、妊婦健康診査票を使用できない妊婦が一定数存在しますが、現状においては、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資する事業として機能していると考えられるという評価でございます。

以上が、子育て支援課の所管事業と健康課の所管事業となります。補足説明ございましたら、事業担当からお願いいたします。よろしいですか。

・副会長

補足説明はないですか。よろしいですか。お一人で、まだずっとありますけれども、とりあえず一旦お休みさせていただきませんか。

ここまでご説明いただきましたけれども、せっかくですので、先ほど申しあげましたように、まだご発言されていない方いらっしゃいましたら、本日第2期の最後の会議でございますので、ぜひ積極的にご発言、ご質問いただければなというふうに思いますが、いかがですか。お願いいたします、どうぞ。

・委員

今この「里帰り等の都外医療機関及び助産所での健康診査受診者に対し別途助成を行い」と書いてありますけれども、こういった都と県の境、あるいは市、東久留米市に接している他市との子育て支援に対する協働というんですか、そういうのをこの子育て支援全般にもっと力を入れて欲しいというか、幼稚園もしかり、保育園もしかり、家庭的保育所もしかりなんですね。県境に住んでいる方というのは、助けてあげたいのにラインが1本引かれているだけで、なかなかどうしていいのかわからないという現実があると思うので、その辺をもっとワイドに広げて、視点を広げて子育て支援をしていただきたいなと思います。

それから、あともう一つ、子育て支援課にお願いしたいのは、やはり東久留米市のところだけ見ているのではなくて、他市の支援の仕方であるとか、あるいは利用する保護者が理解しやすいような、例えば入所のしおりだったり、保育所の案内だったり、他市のまねをするというのはちょっと語弊がありますけれども、よいところは積極的に取り入れて、保護者が誤解のないような案内、書面による案内ですけれども、そういったところもきめ細やかに進めてほしいなと思います。

以上です。

・副会長

大変貴重な意見ありがとうございます。私の答えることではないかもしれませんが、これまでも東久留米市として、他市・他区23区含めて、いろいろと調査した中で、市の方針を打ち出してこられたと思いますが、今貴重な意見いただいたように、それがじゃ本当に届いているかどうかということじゃないのかなというふうに思いますので、またもう一工夫、努力をしていただきまして、市民にわかりやすい、適応していただきたいなというふうに思うと同時に、あと他市との連携、これ行政区の問題があるので、簡単ではないと思いますが、このあたりについて、これまでもしやられたことがあるような連携であるとか、

今のご意見に呼応できるようなものがあればご紹介いただければなというふうに思いますが、いかがですかね。難しい質問でしょうか。

・事務局

いろいろご意見ありがとうございます。委員、また副会長もおっしゃられるように、他市との連携というのも非常に課題もございますけれども、我々もそういったところの情報につきましては、東京都を含め、他の自治体合わせまして情報収集をして、よりよい方策につきましては、さまざま検討させていただきたいとは考えているところでございます。

また、実際にこれまでそういった他市との連携というところにつきましては、実際13種類の事業の一つでもございますショートステイというところにつきましては、他市との連携等も行っているという部分もございます。

また、特定教育・保育施設につきましては、これは広域調整というお話につきまして、以前も委員の方からもお話いただきましたけれども、そういったところが徐々に東京都とか他の自治体も含めまして情報共有する中で、子育て支援の連携、他市との協働というところにつきまして、情報を集めていきたいと考えております。

具体的には、他市の状況としましては、市内の幼稚園につきましては、多くの他市の児童の方を受け入れているところもございますし、逆に市内の幼児につきましては、市外の幼稚園をご利用されている方もいらっしゃいます。

また、保育園につきましても、管外という言い方をさせていただいてますけれども、転入・転出等にかかわるとか、職場に近いとかいう中で、一定程度の相互の他市をまたがる利用というのは実際ございます。そういったところも、より状況を把握しながら今後に向けて、どういったことができるのかということも含めて検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

・副会長

ありがとうございます。どうぞ。

・委員

「広域」という言葉が出たので大変期待したんですが、他県というか、東久留米市は、当園は歩いて5秒のところと埼玉県新座市がありまして、当然新座市のお子さんを大変多く預かっております。そういった関係で今回の子ども・子育て新制度の施設型給付というのは、もう東京都と埼玉県では、まるで考え方が違っていたりする部分があるので、本当に広い意味の、東京都内の他市については、十分いろいろ調整されているのかなと思いますが、最終的に必ずへりのところが出てくるので、神奈川県と東京都の幼稚園についても非常に悩みがあり、そういうところはなかなか施設型給付に移行できないという部分も出てきてしまうので、せめてそちらの市役所の同じ名前の子育て支援課の課長さん同士が、多少行き来をされるぐらいになっていただくと情報も入ってくるでしょうし、他県についても、できたらもうちょっと広めていただければと思います。

#### ・副会長

貴重な意見ありがとうございます。恐らく東村山市さんも、所沢市さんとちょっと隣接しているところがあって、同じような状況があるのではないかなというふうに思います。今委員がおっしゃっていただいたように、なかなか行政区の区割りのところで難しいところがあると思いますけども、意見交換というような形をぜひ活発にとっていただければなというふうに思います。

それで、またご発言になられてない方、今回最後でございますので、ぜひ何か一言でもご発言があればというふうに思いますが。どうですか、〇〇さん、いかがですか。ご自身が今携わっていることと直結することでも結構でございます。

#### ・委員

以前の会議でも同じようなことを申し上げているので再度の話になりますけれども、例えば病児保育のことにしても以前申し上げましたけども、数値上の部分においては充足というか、実績的にはご説明いただいたようなところに落ち着いているわけですけども、いわゆる数値にあらわれない部分のところのリサーチというところに関しては、やっぱりどうされているのかということとか何かに関しまして、実際使いたくても使える状況にそれがあのかないのかとか、使い勝手の問題であるとか。これはファミリー・サポートなんかに関しても、やはり同じことが言えるかと思えますし、一時預かり保育何かに関しても、これは自園の課題でもありますけども、利用者側にとって、それが本当に単に必要なから使わなかったのか、それとも使いたかったんだけど、使える状況が整っていなかったから使えなかったのかということなんかもあるかなというふうには思います。

これ以前も申し上げましたけども、特に今保育園、幼稚園等含めまして、病児保育を使わないで、実際病気の回復前、病気の回復期等、保護者の方がそう認識されていてもやっぱりお預けになってくる方というのは一定数やっぱりいるわけで、そういうお子さんのところまでカウントしてくると、本来の意味の病児保育の必要数というのは、もうちょっとやっぱり大分数字が変わってくるぞとかいうところも含めて、ちょっと裏の部分も含めた形でのリサーチというのは、今後大変でしょうけども、お願いできたらなというふうに思っております。

#### ・副会長

ありがとうございます。何かご意見ございますか、よろしいですか。

それでは、今回まだ議題が少しございますので、一旦ここで区切りにさせていただきます。最後の13事業6シート分を担当のほうからご説明いただければと思います。その後、また皆さんからご意見頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

#### ・事務局

続いて、次のブロックでは、児童青少年課の所管事業をご説明いたします。

まず、子育て短期支援事業からご説明いたしますので、7ページをお開きください。「(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）」です。

平成28年度確保方策(①)は730人日、実績(②)も730人日で、差し引きゼロとなって

おります。

所管課による評価です。保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、宿泊も含め、市が委託する児童養護施設等に預けられる事業体制ができています。

また、確保方策に対する実績が年間延べ利用者数を上回っていることなどから、必要な保護が実施できていると考えるという評価でございます。

続きまして、1ページ飛んで、9ページです。「(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」でございます。

実績です。実績、家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている。また、必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣(年69件)を行った。

要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催したというところです。

所管課による評価です。母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等と連携しながら、育児相談、指導、助言等の支援を行っており、対象となる家庭に対し、育児不安の解消や養育技術の提供等について効果をあげているという評価でございます。

続きまして、次のページですね、10ページをお開きください。「(6) 地域子育て支援拠点事業」です。

平成28年度、確保方策(①)は2カ所、実績(②)は2カ所、差し引きはゼロとなっております。

所管課による評価です。子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談などに気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として、機能していると考えられるという評価でございます。

続きまして、12ページです。「(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」です。

表の部分です。平成28年度確保方策(①)が2,239人日、実績(②)は1,595人日、その差が△644という結果です。

所管課による評価です。サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しい。

年間に事業説明会を24回実施しており、市広報、市ホームページ、事業者広報及び事業者ホームページにおいて説明会の日程等について周知を行っているが、退会者数と入会者数がほぼ同数で横ばいの状態であるため、会員増に向けて対応を検討する必要があると考えるという評価でございます。

続きまして、14ページをお開きください。「一時預かり事業」でこちら先ほど子育て支援課分ご説明しましたので、今度は児童青少年課分です。表で言うと下のほうのファミリー・サポート・センター(就学前児童)のところになります。

平成28年度は確保方策(①)が4,477、実績(②)が3,189、その差として△1,288となっております。

所管課による評価は15ページになります。児童青少年課の部分です。12ページのファミ

リー・サポート・センターと基本的には同じです。

サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成は難しい。年間に事業説明会を24回実施しており、市の広報、ホームページ、事業者の広報、ホームページにおいて説明会の日程等について周知を行っているが、退会者、入会者がほぼ同数、横ばいのため、会員増に向けて対応を検討する必要があると考えるという評価でございます。

続きまして、17ページです。「(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)」です。

こちらは確保方策(①)、実績(②)が地区別内訳参照ということで、18ページ、19ページになります、こちらをお開きください。

ほかの事業と同じく説明してまいります。平成28年度、基本的には確保方策(①)と実績数(②)が同数となっております、基本的に差がゼロのところが多くございます。

そのうち2カ所の地区で差が出ておまして、まず1つ目が、18ページの第六小地区をごらんください。第六小地区で、平成28年度、確保方策(①)が60、実績(②)が90、その差がプラスの30となっております。

もう1カ所差があるところがございます。同じページ、18ページ、一番下、第九小地区です。第九小地区、平成28年度、確保方策(①)が120、実績(②)は90、その差が△30となっております。そのほかの地区に関しましては、確保方策と実績は同数となっております。

1ページ戻っていただきまして、17ページもう一度ごらんください。

所管課による評価です。確保方策という視点では、低学年の待機児童が多い第六小地区での30人の増員を優先し、第九小地区での30人の増員予定を見送ったが、全地区合計では計画上の確保方策の数値を達成することができている。

ただし、待機児童という視点では、平成29年3月時点で待機児童が発生しているため、小学校施設(放課後に学童保育所として活用できる特別教室等)の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指す必要があるという評価でございます。

以上が、児童青少年課の所管事業の説明です。所管のほうから補足説明ございましたら、お願いいたします。大丈夫ですか。

3ブロックの説明は以上となります。

#### ・副会長

ありがとうございました。それでは、皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、〇〇委員、いかがでしょうか。

#### ・委員

今の説明いただいた中で申し上げますと、9ページに養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業という説明があったんですが、これに意見があるということではなくて、皆さんのお話を伺いながら感じたこと、ここ見て感じたこととして、やはりエビデンスをもとに対応というのは考えないのわかりにくいものだなというふうに感じたんですね。

と言いますのは、ここでは具体的に要対協の実務者会議と代表者会議のことが書いてあ



るわけですが、本事業について点検・評価をするならば、どの程度の通告があって、どの程度の対応ができたのかわからないと、「会議やりました」ではやっぱり聞いてらっしゃる方もわからないだろうなというふうに感じたんですね。

一方で私の立場からすると、今の発言はそのまま教育委員会にもブーメランになって返ってくるわけなので、なかなか発言しづらいところもあるんですが。これを変えてくれということではなくて、説明の難しさということを考えてわけです。

一方で、もう一点だけお伝えすると、ここまで事務局のほうでご説明いただいた内容、私はとてもよく理解できるなど、わかりやすいなと思って聞いていたんですが、一方、丁寧の説明しようとする余り、言葉が多くて、それでわかりにくくなっている部分もやっぱりあるので。先ほどリーフレットなども他市のものも見てわかりやすくというお話がありましたが、端的に示すことの難しさということをちょっと考えさせていただく点検・評価シートになっているなというふうに思いました。

感想で申しわけありません。

・副会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがでしょうか。

・委員

そうですね、この評価の部分のところの確保方策についてなんですけれども、結構実績との乖離があるところがありますので、そこら辺、見直しとかいうのはどうなっていくのかなというところが感じたのというのも、今回資料2のほうでは、中間年の見直しについてというところで、量の見込みが30年、31年、出されているかと思うんですけれども、それについて、ここのページ数で言うと、1、2、3、4ページあたりですかね、ここら辺ですと確保方策、これと照らし合わせると少しずれがあるところもあるかなと思うので、そこら辺今後見直し数値も、30年、31年されるのかというところでしょうし、実績にあわせてそこら辺、特にファミリー・サポート・センター事業とかは、あとはこちらの一時預かりとか、非常にこの29、30、31に向けて、確保方策の確保量が急激にふえることにはなっているんですけれども、現実的にこれが可能なかというところも、とても疑問に感じるところはあるので、そういったところ中間年の見直しという中で、どのようにされていくのかなというところが気になったところになります。

・副会長

ありがとうございます。中間年の見直しのところについてでございますが、本日の議題でもありましたが、このあたり一言役所のほうから何かご発言ございますでしょうか。

・事務局

ご意見ありがとうございます。今ご意見いただいた確保方策についての乖離というところで、点検・評価の中で見える部分につきましては、まずは所管課による評価、これを踏まえて、子ども・子育て支援事業計画、当初策定いたしました中にごございます今後の方向性と、この点検・評価における担当課による評価、これを踏まえて次年度以降の方向性に

ついて、さまざまその事業内容によって検討していきます。

例えばプラスのところであれば、そこについてその状況を継続していくのかでありますとか、またマイナスのところについては課題、要因、そういったものを分析しながら取り組んでいけるものかどうかというところを含め、今後次回以降のこの子ども・子育て会議におきまして、次年度以降の方向性、子ども・子育て会議の委員の方からいただいた意見も含めまして、事務局のほうで提示し、またこの会議でご提案させていただきたいと考えております。

なお、マイナスのところにつきましても、例えば保育園の部分につきまして、各年度単位でのマイナスの部分が仮にあったとしても、その翌年度につきまして、既に今の時点で計画されている部分等もございますので、そういったところも含め、この次年度以降の方向性というところを検討させていただきたいと考えております。

また、後段にございました事業計画の中間見直しにつきましては、まずは量の見込みというものを一定程度各事業についてシミュレーションする中で、必要に応じた確保方策の修正というのがございますので、この点検・評価と事業計画の中間見直しは似ている部分もありますが、また別の捉え方をする部分もございますので、そういったことで次回以降のこの子ども・子育て会議に資料を提示させていただきたいと考えております。

以上でございます。

・副会長

ありがとうございます。〇〇委員、いかがですか。

・委員

すごく見やすいかなとは思いますが、目標があって、それについて結果が見えていて、その下に達成できたのか、できなかったのかというよりも、その中にある必要な数字が達成されたのかというのがちょっとわかりにくいのかなとは思いますが。

その目標に対して結果がふえていけばすごいなとは思いますが、実績の内容の部分に実績が書いてあるというよりも、待機児童が減ったのか、まだいるのかなど、そういうことのほうが大事なのかなというふうには思ったのと、あとは29年度以降、30年、31年度に確保方策がふえていることによって、どういう状況で、30年度はこういう状況で方策がふえますというのも一文あったら、ぱっと見たときにとってもわかりやすいのではないかなというふうに感じました。

・副会長

ご意見ありがとうございます。最後になります、〇〇委員いかがですか。

・委員

ちょっと〇〇委員と重複するかと思いますが、最初の1、2、3、4ページの中に、量の実績というのでも載せてくれると、確保方策と実績と、どれだけの量が必要数だったのかということまで載けると見やすいのかなというふうに思いました。

次年度以降の方向性についても、そこから考えていけるんじゃないかなというふうに考

えました。  
以上です。

#### ・副会長

ありがとうございます。この評価・点検シートでございますが、先ほど事務方のほうに確認しましたところ、次年度以降の方向性、今ブランクになってございますが、ここをいつ埋まるんですかという話は、本来はここが埋まった段階で我々のほうに提示されて、我々のほうで一定程度、ああだ、こうだ言うということではないかなというふうに思っているんですが。

これちょっと以前の会議で出たような記憶があるんですけど、今これ備考欄になっていきますけど、我々のほうで責任を持って決めた数値、認めた数字があって、それについて所管課のほうで実績をつくっていただいているという中で、こういう評価が出てきましたと。それについて今皆さんからご意見いただいたように、それが5段階評価でいいのか、具体の言葉をここに載せていいのかというところで、我々のこういった意見、評価等も、もし反映できたらいいなと思います。

これは私の私見でございますので、またこの会議等で、それを皆さんとシェアできたらいいなというふうに思いますが。ただ1点、今3人、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員のほうからありましたけども、数字だけでは見れないところ、評価は数字が客観的ですので、あるにこしたことはないというふうに思いますが、数字だけでは見えないところの評価というところに関して、我々が厳しい第三者の目で、その裏にある課題であるとか、そういったものを、やはり何かこのところに投下できるといいなというふうに思っております。

せっかく3つに分かれてご説明いただきましたので、例えば3グループのワーキンググループなんかで、議論を固めていくとか、評価をしていくというのも一つの案ではないかなと、それらを含めまして第3期の子ども・子育て委員のほうに託していければなというふうに思います。

本日は、15分前となりましたけれども、冒頭より申し上げますように、第2期といたしましては最後の会議になりますので、2年間ということで、途中でお入りいただいた委員さんもございますが、簡単にですけれども、一言ずつ皆さんからご意見を頂戴できればなと思いますが。じゃ、1点だけ、お願いいたします。

#### ・委員

最終的にこの計画は、次期の委員のほうで作成というか確認されるわけですね。まだ、点検・評価シートのもとでやってきて、予定としては年度末に計画ができるということになるわけですね、見直しの。この間いただいたスケジュールですと……。

#### ・事務局

ただいまの部分でございますが、先ほども触れさせていただいたんですが、この点検・評価というのは毎年度実施していくということが当初の事業計画に書いてございますので、その流れの中で行っております。

また、この中間見直しにつきましては、ここで国の策定手引きが1月末に送付された、

必要に応じ見直しをしていくという中で、資料2としてご提示させていただいておりますので、似てるようなイメージを持たれる部分はございますし、当然関連性もあるんですけども、中間見直しと点検・評価、毎年度やるものとこの中間年度でやるものという区別というか違いがあることはご理解いただいた上で、前回の会議でお示しさせていただいたスケジュールとしましては、進捗状況の点検・評価を行いながら、この中間見直しについてもあわせて並行して検討をしていくということになります。

・委員

中間の見直しが決まった時点で、一番最初の子ども・子育て支援事業計画というのを出したじゃないですか。これと同じような形で、またまとめるとか、そういうイメージ。それともそういうものはなくて、ただ、今いろいろ出ている確保の数だとかそういう部分が、ここの中で確認されるだけで、例えば公のものでまとめるだとか、配布されるとか、そこまではいかないの。

・事務局

ただいまのご質問の部分です。ごもっともなご質問かと思えます。今回の中間見直しにかかわりましては、国の策定手引きに沿って、基本的にはシミュレーションをしながら、必要な事業について見直しに向けて検討していくとさせていただいているところです。

これまでの会議の中で、まずは特定教育・保育施設を、中心な書きぶりとなっている国の策定手引きからしましても、そちらを優先的にご提示させていただき、そのほかの事業については、必要性も含め今後のこの会議での提示をさせていただくという、こういったスケジュールを考えているところでございます。

また、以前から、委員からご意見ございましたけれども、既に29年度、今現在その渦中にごございますので、27年度、28年度というのは、先ほどの点検・評価を含めまして確定値というものがございまして、そういったものをこの事業計画に反映したようなものを、一定程度の冊子としてつくっていききたいと、現時点においては考えているところでございます。

ただ、国の策定手引きの中でもございますけれども、量の見込み等と対応する確保策等の修正ということですので、この事業計画の改訂とか次期の策定とは違い、中間の数値にかかわる部分の見直しが必要な部分の微調整という、そういったイメージでいただければと、このようにご理解いただきたいと存じます。

・委員

わかりました。今回の学童連合会のほうでも、こういった作業を今してますよという話をした中で、皆さんの思いとしては、学童保育料が改定されて、正直言えば値上げになった時点で、それがどういうふうになっていっているのか。中間見直しの中で、それはちゃんと説明いただけるのか、それが目に見える形で知りたいという意見もありました。

ですから、そういった部分で、この子育て支援事業計画始まってから、例えばいろいろな事業やっているじゃないですか、小規模保育園開園したりだとか、いろんなことやっている。それは例えばこの何年間で、これだけのこと東久留米市やってきました。その中でこ

ういう評価シートがありますとか、それが目に見えるような形で、例えばこれを一番見てほしいのは、利用者の皆さんであり市民だと思うので、そういった視点で次期のところで課題としてやっていただきたいなというところと、前にもお話ししましたが、やるからには評価するのは一番は利用者である保護者だと思う。いろんな意見があるということは、この間いただきましたけども、やっぱり何らかの形で保護者にアンケートとるなり、そういった形でちょっとやっていただきたいなと思います。

・副会長

ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、委員の皆様方からの一言ずつでございますが、お言葉をいただければと思います。それでは、大変恐縮でございますが、荒井委員のほうから反時計回りでご意見のほう一言頂戴できればと思います、よろしく願いいたします。

・荒井委員

私は前回からの参加になったわけですがけれども、委員の皆様の意見を聞いたり、伺ったり、これまでの東久留米の経過を知ることができて、非常に勉強にもなりましたし、自分自身の事業にも生かせる時間をいただいたと思いました。本当にありがとうございました。

・田村委員

多摩小平保健所の田村なんですけれども、前任の小松崎の引き継ぎで、こちらの委員をさせていただいて、前回ちょっと出席がかなわず、今回本当に委員の変わり目に参加させていただくことになりまして、ちょっと2期の最後だけの参加で大変申しわけないなとは思っているところです。今後、よい計画ができるように願っておりますので、引き続き参加される方は熱心なご議論していただければなというふうに思う次第です。

以上になります。

・白石委員

この13事業、随分よくできてきているとは思っているんですが、最初から私も言っているのですが、やはりこれは健康な親子に対しての事業ですので、やはり例えば今言われている発達障害とかグレーゾーンとか、そのお母さんたちの支援とか家庭支援みたいなのところを、どこで誰が相談したり対応するのかというような細やかなところもやはりこの中に、量の見込みですがけれども、そういうところをやっぱり漏らさないで、東久留米やっていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

・金澤委員

こういった会議はなかなか参加させていただく機会がなかったものですから、発言や意見をなかなか発することができなかつたんですけれども、現場にいますので、またこういう機会がありましたら、本当に現場の子どもたちの様子あるいは保護者の様子、我々保育者の様子、そういったものをこの会議に届けるということが、私たち家庭的保育者がこの

会議、一席設けていただいておりますから、ぜひ次期の委員には現場の声を届ける、本当に子どもたちの声を届けるということを伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

・野村委員

自分が日ごろ携わっている分野の話で少しお話ができるぐらいで、なかなか気のきいたことが言えませんでしたけども、ただ個人的なことだけでなく、市内の他の保育事業者、私は公設民営の園を預かっておりますけども、スタンスとして私立保育園の各園で今何が起きているのかとか、そういうところも今後いろんな話を現場のほうでいろいろとさせていただいた内容なんかに関して、次期の会議等に何かしらの形で、またいろいろ提言等ができればいいかなというふうに、もっともっと私立保育園のメンバーたちとも、こういった会議の中身のことにに関して、いろいろ議論、意見交換していけたらなというふうな、そんな思いを抱きました。どうもありがとうございました。

・新倉委員

最初の立ち上げの子ども・子育て支援新制度について、みんなで戸惑っているときから参加しておりまして、回数的には東久留米は、当然始まる前はどこの市町村もすごく熱心に、毎月のように子育て会議をされておりました。

その始まった27年度は、東久留米市は確か児童館の関係のことを熱心にされたと思うんです、27、28ですかね。そこら辺はどこの区も市も年に何回もやらないというような状況で、昨年度、当然東京都の私立幼稚園連合会の地区長会に出ると、東京都の子育て会議も大して開かれていないという報告ばかりの中、回数的にはとっても熱心にいろんなことを議論されている市かなと思っておりますが、できたらそれぞれの市の状況も違うはずなので、内閣府や東京都からおりてくる情報だけではなく、東久留米市独自の問題についても、この会議でもっとルートに従った流れの議論だけではないところもしていただけると、本当にお子さんのための子育て会議というふうになるんじゃないかなと思っております。

先ほどちょっとお話も出ましたが、特別支援を要するお子さんについての対応についても、他市に比べて非常におくれている東久留米市のようなので、そういうことについても、どの子についても支援の手がということを考えると、そこら辺の議題も上がってもいいんじゃないかと思っておりますので、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

・山岡委員

私は子どもの母であり、また現場で働く保育士でありますので、ちょっと会議には不慣れなもので余りお役には立てなかったんですけども、東久留米市の考え方などに触れて、すごく勉強になったなと感じます。

自分が生まれて育った町ですし、自分で戻ってきた町なので、やっぱり好きで住んでいる町でもありますので、これからますます他市や他県に負けないように、すばらしい町になっていていただけることを切に願っております。2年間ありがとうございました。

・武田委員

今、高校2年の息子が生まれて保育園に入ったところに、ちょっといろいろかかわらせていただいて、そのとき社会福祉審議会の子育て支援部会でした。その後、次世代育成支援行動計画の前期・後期、あと今回の子ども・子育て会議と、ちょっと数えてみたら、十五、六年かかわらせていただいて、そういった流れの中で見ていくと、やっぱり今回の子ども・子育て会議に関すると、何かデータとか数のほうばかりにあって、そこが妙に引っかかっています。

やっぱり計画とかそういうものは、あくまでも利用する子どもたちとか、そこをベースに置いて考えるものであって、ここをさらに保護者とか市民の皆さんにわかりやすい形で伝えていくことが一番大事なことじゃないかなと思いますので、そういった部分、いろんなほかの自治体とかそういう情報、そういった部分で平成27年の10月に日本開発構想研究所というのがまとめた、地方版子ども・子育て会議の取り組みという、事例報告というのがある、そこが全国いろんなところの子ども・子育て会議の事例が出ているので、できたら今度の新しい委員の方々にも、これは古いかもしれませんが、どんな感じでやっているのか子ども・子育て会議が、それは私たちも情報としてはないと思うので、そういったものもちょっと読みながら、じゃ、東久留米はどういったことをやっていくのか、そういった部分が参考になるのではないかなと思いますので、そういった形で引き継いでいただきたいなと思います。

毎回ちょっといろいろ長く発言して申しわけありませんでした。いろいろお世話になりました。

・坂入委員

2年間ありがとうございました。保育園の保護者の代表としてここに来てはいるんですが、なかなか声を届けられたかという、届けられてないなという思いがすごくあって、もどかしい気持ちもあったりしてはいるんですが。とてもいい機会に恵まれて勉強になりました、ありがとうございました。

・副会長

本に限られた時間の中で、さまざまなご意見を賜り、本当にありがとうございました。今後は資料や皆様の意見をもとに、事務局において次回以降に向けて作業を進めていただければというふうに思います。

### 3 その他

・副会長

それでは、事務局のほうから、「その他」として報告がありましたらお願いいたします。

・事務局

お時間の関係もありますので、手短にご説明させていただきたいと思います。

今回、委員の任期は平成29年8月27日までとなっており、現委員での会議は本日で最後

になるわけでございますけれども、この場におきまして、次回の日程等に関しましては、現時点におきましては未定というところでございますが、内容につきましては、第3期委員の会議も、引き続きまして東久留米市の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等についての内容を議事内容とする予定でございます。

以上でございます。

・副会長

ありがとうございました。

それでは、最後になります。今皆様の机の上にA4の紙1枚、事務方から配付されたと思いますが、第1期、第2期、会長を務められました会長からのお便りが皆様のところに届いているかというふうに思います。

冒頭だけちょっと読ませていただきます。

「3月以降、子ども会議を欠席し、委員長としての役割を果たさず、皆様に大変ご迷惑をおかけしました」ということで、今回をもってご退任ということで、なおかつ、お会いできぬまま皆様とお別れするということになっております。会長にかわりまして、私より皆様に厚く御礼申し上げ、ご報告をさせていただきます。

改めまして、第2期の委員の皆様におかれましては、平成27年8月からおよそ2年間という長期にわたりまして経験や専門的な知識をもとに闊達な議論、意見を頂戴いたしながら、慎重な審議をしていただきましたことに、会長にかわりまして、心より厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

最後に事務局より一言、何かございますでしょうか。

・子ども家庭部長

それでは、第2期委員の皆様による会議が本日で終わりということで、事務局として代表いたしまして私のほうからご挨拶申し上げたいと思います。

第2期の委員の皆様とは、任期は平成27年8月からということですが、第1回会議は27年の9月から行われたようでして、延べ13回会議を行わせていただきました。

1期目からの方につきましては、全部で34回の会議ということで、かなりの回数を皆様に本当にお世話になりまして、各委員におかれましては、ご多忙中、ご出席をいただきまして、またさまざま多くの貴重なご意見をいただきました。改めまして心より感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

会議におきましては、難しい議題もございましたし、また事務局もかなり至らない点もあったと思いますけれども、皆様には大変ご協力いただきまして、円滑な審議をしていただきました。いただいたご意見につきましては、これまでも参考とさせていただいておりますが、今後の市政運営におきましても参考とさせていただきます。また子ども・子育て会議ということではなくて、今後とも皆様のご指導等賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

簡単ではございますが、事務局を代表してお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。



- ・副会長  
ありがとうございました。

#### 4 閉会

- ・副会長  
それでは、これで本日予定しておりました内容は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

以 上